

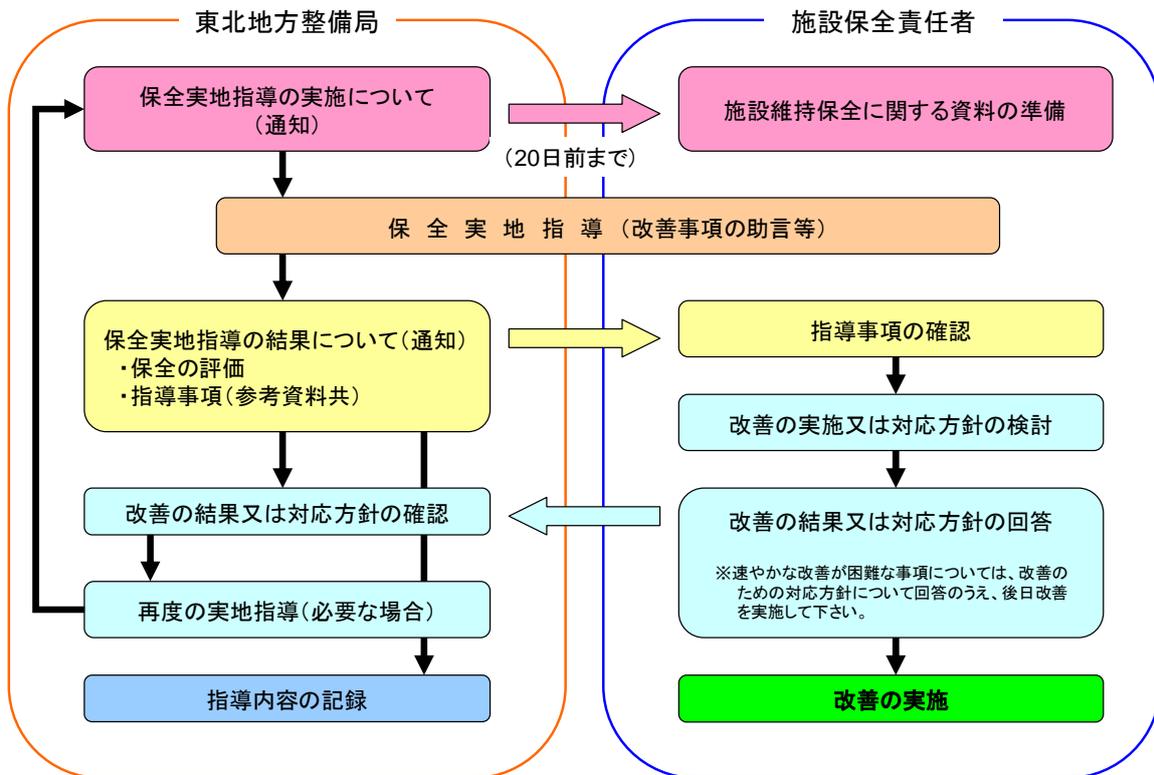
「保全指導実施要領」に基づく保全指導の取り組みについて

「保全指導実施要領」（以下「指導要領」と言います。）は平成23年3月8日に制定され、各省各庁の長あてに通知（国営管第466号、国営保第33号）されています。東北地方整備局営繕部では、指導要領に基づいた保全指導の取り組みを開始しておりますので、その概要についてお知らせします。

指導要領は、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）において、第11条では国の施設を適正に保全すること、第12条では定期に点検を行うこと、第13条3項では保全の適正を図るための実地の指導について定めがあることから、これらに基づいて適切に保全指導を行うために必要な事項を定めたものです。

指導の柱としては、「保全実地指導」の実施と「地区官庁施設保全連絡会議」の開催があります。この内の「地区官庁施設保全連絡会議」については、各県の県庁所在地を会場として開催を計画しております。

「保全実地指導」とは、実際に現地施設に伺って保全の実施状況が適正かを確認しながら、技術的な指導や助言を行うものです。全体の流れを図-1に示します。



【図-1 保全実地指導の流れ】

保全指導を行う対象施設は保全実態調査の結果等を参考として決定し、施設保全責任者あて文書でお知らせします。指導当日は維持保全に関して作成している資料（保全台帳、保全計画書、各種点検記録や報告書、光熱水の記録、維持管理に関する業務委託関係書類、函面等）をご用意のうえ、担当者の立ち会いをお願いします。指導では表－1の内容について、ご用意頂いた資料を確認しながらのヒアリングの他、施設全体を一緒に巡回して不具合箇所の有無について確認を行い、適正な保全を実施するために必要な事項について助言させていただきます。また、維持保全に関してお困りの点がありましたら、ご相談に応じます。

項目	細目
①保全の状況	保全実施体制
	保全計画、記録整備
②定期点検 1 (建築・設備機器)	建築構造、建築仕上げ、防火区画、昇降機、排煙設備、換気設備、非常用照明、給排水設備、消防用設備等、危険物を扱う一般取扱所等、事業用電気工作物、機械換気設備、ボイラー、高圧ガスを用いる冷凍機、ガス湯沸器ガス風呂釜並びにこれらの排気筒等、浄化槽
③定期点検 2 (衛生・環境)	簡易専用水道の水槽、排水設備の清掃、特定建築物の清掃及びネズミ等の防除、照度、一酸化炭素の含有率等、廃棄物焼却炉のダイオキシン濃度、空気調和設備の浮遊粉塵量、冷却塔等の水質、飲料水・雑用水の遊離残留塩素等、ばい煙発生施設のばい煙量又は濃度、特定施設等の排水水
④施設状況 1 (建築・設備機器)	消防・防災、外壁、漏水、設備機器、避難路等における障害物の有無
	建築及び設備の施設使用条件適合の可否
⑤施設状況 2 (衛生・環境)	空気環境、照明照度、熱環境、衛生環境、清掃
⑥エネルギー消費量	光熱水費・量

※ 上記②定期点検1及び③定期点検2の細目に記載している事項は、施設の規模や設置機器によっては点検対象とならない場合もあります。

【表－1 保全実地指導の項目】

保全実地指導の実施後、保全の評価と指導事項を整理した結果を文書でお知らせしますので、改善の実施結果又は改善のための対応方針についてご回答願います。また、指導終了後にはアンケート調査を実施させて頂いております。これは指導内容とその説明等が十分わかり易いかなどのご意見を頂くもので、反省点を踏まえてより良い保全実地指導を行えるよう取り組みたいと考えていますので、ぜひご協力頂きますようお願いいたします。

保全指導の取り組みについては以上ですが、ご不明な点や保全に関する相談したい事項がありましたら、下記の相談窓口で対応させていただきますので、お気軽にご相談下さい。

【相談窓口】 東北地方整備局
 営繕部 保全指導・監督室 担当者 室長補佐
 TEL 022-225-2171 (内線 5513) FAX 022-268-7833
 盛岡営繕事務所 担当者 保全指導・監督官室長
 TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115

夏期の節電対策について

今夏の東北電力管内における電力需給見通しと節電のお願いについて、東北電力発5月18日付けのプレスリリースで公表されておりますが、7月から9月までの3ヶ月間は供給予備力が確保されており、「数値目標を伴わない節電」を要請となっております。

この想定を踏まえると、この夏は供給力に余裕があるように見えますが、需給両面にわたって、あらゆる対策を最大限織り込んだ前提となっており、例えば火力発電所が予期せぬトラブルで停止するなどの不測の事態が発生した場合、供給力不足に陥るといったリスクを抱えており、万全と言えるような状況ではありません。

不測の事態の発生により計画停電の実施といった状況を避けるためにも、昨年夏に取り組んだ節電への取り組みを、継続して今夏についても実施していただく事が重要です。

今夏の電力需給の見通し (H24.5.18 東北電力プレスリリース)

◇電力需給に関する検討会およびエネルギー・環境会議の合同開催(5/18)で示された当社の今夏需給見通しは以下のとおりです。

1. 供給力(原子力の再起動がないとした場合)

	7月	8月	8月 (随時調整契約加味)	9月
供給力	1,477万kW	1,475万kW	1,475万kW	1,395万kW

2. 最大電力需要

	7月	8月	8月 (随時調整契約加味)	9月
2010年並みの猛暑時 (節電あり)	1,413万kW	1,434万kW	1,422万kW	1,342万kW

3. 供給予備力(供給力-最大電力需要)

	7月	8月	8月 (随時調整契約加味)	9月
2010年並みの猛暑時 (節電あり)	64万kW (4.5%)	41万kW (2.9%)	53万kW (3.8%)	53万kW (3.9%)

※かっこ内は供給予備率

※プレスリリース内にある「随時調整契約」とは、電気料金を割り引く代わりに電力需給が窮迫した際は電気の使用を控えてもらう契約で、東北電力では12万kWとなります。

夏季の節電のお願い(東北電力)

1. 基本的な考え方

○数値目標は設定いたしません、不測の事態が発生した場合でも計画停電を実施する状況にならないよう、今夏につきましても、昨年夏に取り組んでいただいた節電への取り組みを、経済活動に支障のない範囲で、可能な限り継続していただきますよう、ご協力をお願いいたします。
○ただし、高齢者の方々、障害をお持ちの方々、被災された地域の方々など、それぞれのご事情のもと、無理のない範囲でご協力をお願いします。

2. 対象期間、時間帯

○対象期間：7月2日(月)～9月28日(金)の平日(8月13日～15日を除く)
○時間帯：9:00～20:00

3. 具体的な取り組み(事例)

(1)ご家庭における取り組み【参考1】

○エアコンの28℃設定、冷蔵庫・テレビの省エネ設定、不要な照明の消灯、待機電力のカットなどによる節電をお願いいたします。

(2)オフィスビルにおける取り組み【参考2】

○空調の28℃設定、照明の間引き、待機電力のカットなどによる節電をお願いいたします。

(3)食品スーパーにおける取り組み【参考3】

○空調の28℃設定、照明の間引き、冷凍・冷蔵機器の効率的な使用による節電をお願いいたします。

また、6月5日には、「今夏の政府の節電行動計画」も、決定されました。これによりますと東北電力のプレスリリースと同様に数値目標は定められていないものの、昨年から定着したのものとして見込まれている節電分(一昨年比▲3%程度)を確実なものとするよう、使用最大電力の抑制に努めることが記載されております。昨年度の夏の節電対策で、電気使用量がどのくらい減っているのか一昨年と比較してみてください。一昨年がベースになりますので、今夏の節電の参考になると思います。

この節電行動計画における節電に係る具体的取組の中で、ピーク期間・時間帯の使用最大電力を抑制するため、全府省に共通する取組として実施する項目は次の通り^{*}です。

ア. 空調に係る節電

- ・冷房中の室温を原則28℃とすることの徹底
- ・ブラインドの適切な調整
- ・節電にも役立つクールビズの徹底、強化(冷房グッズの活用等)
- ・換気風量の適正化
- ・サーバー室等個別空調機器の適切な温度設定
- ・熱中症の予防や対策の周知

イ. 照明に係る節電

- ・各作業に必要な最低基準としての照度を確保しつつ、照明の大幅な削減(例えば、蛍光灯の点灯本数を通常使用時に比して2分の1程度に間引く等)
- ・白熱電球の原則使用停止(代替品のない場合を除く)

ウ. O A機器、その他の機器に係る節電

- ・ 使用していないO A 機器等の電源プラグを抜くこと等による待機電力の削減
- ・ パソコンのディスプレイの輝度調整等の設定変更、スリープモード等の活用
- ・ プリンター、コピー機、FAX の稼働台数の削減
- ・ 執務室で使用する冷蔵庫及び電子レンジの数の集約化
- ・ 電気ポット、コーヒーメーカー等の原則使用停止
- ・ 契約更新時又は買換え時における電力消費の少ない機器の採用

エ. 共用部分に係る節電

- ・ 暖房便座、温水洗浄便座の停止
- ・ 冷水器の停止
- ・ 自動販売機の消灯要請
- ・ 入居売店等への節電の協力要請

オ. 電力使用状況の職員への周知

- ・ 当日及び前日の使用最大電力を職員向けイントラに掲示する等の電力使用状況「見える化」の推進

※今夏の政府の節電行動計画より抜粋

一般的な事務所ビルでは、建物全体の電力消費の約9割が、空調、照明、O A機器（パソコン、コピー機等）によるものです。そのため、節電対策も、上記のように、空調の28℃設定、照明の間引き点灯、待機電力のカットなどによるものが主となりますが、他にも参考になる記載がありますので、一度、節電行動計画をご覧ください。なお、節電の取組にあたっては、執務環境の悪化や安全面に留意する必要があります。

空調は冷房により室内の温湿度環境を整えると同時に、良好な空気環境を確保することも目的としています。基本的な施設の性能を阻害しないよう外気取入れ量等を変える際には、専門技術者のアドバイスを受けることをお勧めします。

また非常用照明や誘導灯など防災用の照明は、安全上・法律上、節電のためにランプを外すなどの間引き点灯をしてはいけません。

東北地方整備局では、昨年に引き続き「夏期の節電への対応」について、技術的な協力・支援を積極的に行ってまいります。お気軽に、最寄りの相談窓口までご相談下さい。

【相談窓口】	東北地方整備局		
営繕部	保全指導・監督室	担当者	室長補佐
	TEL 022-225-2171	(内線 5513)	FAX 022-268-7833
盛岡営繕事務所	担当者	保全指導・監督官室長	
	TEL 019-651-2015		FAX 019-605-8115

平成24年度「東北地区官庁施設保全連絡会議」の開催について

東北地方整備局営繕部では「東北地区官庁施設保全連絡会議」を各県庁所在地で開催します。開催日等は下記のとおりです。

平成24年度 東北地区官庁施設保全連絡会議 日程

開催日	開催地	会場
7月10日(火)	仙台市	仙台第2合同庁舎 2階 大会議室
7月12日(木)	福島市	コラッセふくしま 4階 中会議室401
7月18日(水)	山形市	山形県生涯学習センター(遊学館) 3階 第2研修室
7月19日(木)	盛岡市	盛岡合同庁舎1号館 3階 大会議室
7月24日(火)	青森市	青森合同庁舎 4階 大会議室
7月26日(木)	秋田市	秋田第1合同庁舎 5階 第1会議室

本会議は、施設の保全業務を担当されている皆様に出席して頂いて毎年開催しているものですが、昨年度は東日本大震災の発生により業務多忙な機関が多数あることから開催を見送りとしたため、2年ぶりの開催となります。各官署への開催のご案内は、営繕部保全指導・監督室又は盛岡営繕事務所からさせて頂いております。

会議では、国家機関の建築物等の保全の現況や保全業務の進め方について説明を行う他、保全指導結果事例や災害発生後の庁舎緊急点検についても紹介します。また、東北地方整備局が行う保全実地指導と東北財務局が行う公用財産の保全監査を同時に実施する場合がありますことから、東北財務局担当官から保全監査について説明します。

会議終了後には保全に関する各種相談を受け付けます。施設の保全業務に関する悩み事等、相談したいことがありましたら、お気軽にご相談下さい。相談内容に応じて説明用資料を用意しますので、相談内容を事前連絡して頂けますようお願いいたします。

会議に関するお問い合わせがありましたら下記の窓口で対応させて頂きますので、ご連絡をお願いいたします。

【問い合わせ窓口】 東北地方整備局
 営繕部 保全指導・監督室 保全指導係
 TEL 022-225-2171 (内線 5536、5537) FAX 022-268-7833
 盛岡営繕事務所 技術課 調査・保全係
 TEL 019-651-2015 FAX 019-605-8115